

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

99	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業(枡沢地区)	事業番号	D-4-8-1
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	4,672(千円)	全体事業費	4,672(千円)	

事業概要

枡沢地区

自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。

〔現状〕

- ・半壊以上の家屋被害は3,311戸
- ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み
- ・町民の住まいに関する意向調査(12/5~1/20)を踏まえ、平成24年3月末に整備計画を作成済み

〔当申請における内容〕

- ・枡沢地区の災害公営住宅(20戸)の整備(買取)にあわせて、同じ敷地内で入居者の居住環境向上のため駐車場の整備を行う。
- ・南三陸町では公共交通の利便性が悪いため、多くの町民が日常生活において車を使用している。通勤のみならず普段の買物や通院にも車が必要であり、2人以上の世帯では複数の車を所有せざるを得ない場合も多い。こうした状況から、十分な台数の駐車スペースを確保する必要がある。

・駐車場整備台数の考え方

集合住宅については既存町営住宅の状況を勘案し、1.5台/戸を基本とする。20戸 × 1.5 = 30台
集会所2台 合計 32台

枡沢地区災害公営住宅は、公募型買取災害公営住宅整備事業として整備

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費				4,672		4,672

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

<平成26年度>

災害公営住宅の整備とあわせて駐車場整備を行う。

東日本大震災の被害との関係

- ・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。
- ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。
- ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。
- ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-8
事業名	災害公営住宅整備事業(枡沢地区)
交付団体	南三陸町

基幹事業との関連性

災害公営住宅の建設にあわせて入居者用の駐車場を整備することにより、効率的に工事を行うことができるほか、被災者の入居時に駐車場が整備されていることで、入居者の利便性が向上し、住まいと暮らしの早期復興に資することになるため、本事業を災害公営住宅整備事業の効果促進事業として実施するものである。

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

98	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業(伊里前地区)	事業番号	D-4-6-1
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	14,600(千円)	全体事業費	14,600(千円)	

事業概要

伊里前地区

自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。

〔現状〕

- ・半壊以上の家屋被害は3,311戸
- ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み
- ・町民の住まいに関する意向調査(12/5~1/20)を踏まえ、平成24年3月末に整備計画を作成済み

〔当申請における内容〕

- ・伊里前地区の災害公営住宅(61戸)の整備にあわせて、同じ敷地内で入居者の居住環境向上のため駐車場の整備を行う。
- ・南三陸町では公共交通の利便性が悪いため、多くの町民が日常生活において車を使用している。通勤のみならず普段の買物や通院にも車が必要であり、2人以上の世帯では複数の車を所有せざるを得ない場合も多い。こうした状況から、十分な台数の駐車スペースを確保する必要がある。
- ・駐車場整備台数の考え方
集合住宅については既存町営住宅の状況を勘案し、1.5台/戸を基本とする。51戸 × 1.5 = 77台
戸建住宅については、入居者の人数を4人以上としていることから2台/戸を基本とする。10戸 × 2 = 20台
高齢者住宅相談所 3台 合計 100台

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費					14,600	14,600

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

<平成27年度>

災害公営住宅の整備とあわせて駐車場整備を行う。 駐車場整備についても県への委託。

東日本大震災の被害との関係

- ・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。
- ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。
- ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。
- ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	D-4-6
事業名	災害公営住宅整備事業(伊里前地区)
交付団体	南三陸町

基幹事業との関連性

災害公営住宅の建設にあわせて入居者用の駐車場を整備することにより、効率的に工事を行うことができるほか、被災者の入居時に駐車場が整備されていることで、入居者の利便性が向上し、住まいと暮らしの早期復興に資することになるため、本事業を災害公営住宅整備事業の効果促進事業として実施するものである。

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

97	事業名	水産加工場用地塩水取配水施設整備事業	事業番号	C-7-1-2
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	12,600(千円)	全体事業費	119,520(千円)	

事業概要

本事業は、水産業ゾーンへの水産加工場誘致・再生を推進するため、塩水取配水施設の設置を行うもの。

町の基幹産業である水産業の復興・雇用の場の確保を図るため、水産加工場等施設整備事業を導入し、民間団体等による水産加工場の再生を支援しているが、今後の企業等の再生・誘致に当たっては、都市再生区画整理事業で整備する水産業ゾーンへの集積を図ることがまちづくりの上でも重要である。

事前の聞き取り調査の結果では、防潮堤の陸側への立地を希望する企業がほとんどであり、町の計画として堤内地への水産加工場集積を予定しており、その際に加工場で使用する塩水(海水)の引き込みが課題となる。

堤内地で塩水を使用するためには、清浄海水を海からパイプラインで引き込むことになるが、これを従来から町が整備・管理している塩水取配水施設を利用し、今回は防潮堤を越えたエリアまで延長するもの。

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費	0	0	6,300	6,300	0	12,600

(南三陸町震災復興計画73~75頁記載)

当面の事業概要

<平成25~26年度> 調査・設計費

都市再生区画整理事業で整備する水産加工場用地への塩水供給に必要な条件整理と、県事業や町の区画整理事業等との調整を行い、塩水取配水施設の設計を行う。

<平成26~27年度> 塩水取配水施設整備費

水産業ゾーンへの水産加工場集積を図るため、インフラとして必要な塩水取配水施設の整備を行う。

被害の状況

津波により、町内の多くの水産加工業者が被災し、雇用の場が失われた。建物・設備の被害額は90億円以上と見積もられる。

製造業に該当する水産加工場のうち、2/3程度の事業者は、水産庁や中小企業庁の補助金等あるいは中小機構の仮設工場制度を利用するなどして加工場を再建しているが、仮設工場の場合は本設が必要である。

また、再建した施設も取扱品目や取扱量は限られ、生産額は震災前の約265億円から約118億円程度(約45%)に落ち込んだままとなっている。少なくともこれまで漁業者が行っていたカキやウニなどの水産物の1次処理も、施設が流出したことにより処理能力が極端に低下している。今後、震災前の生産額に回復していくことを目標に、町内で水産加工場等の整備を進めていく必要がある。

東日本大震災の被害との関係

水産加工場の多くは海水を導入する設備が必須であり、立地は海岸付近となる。防潮堤等の災害復旧の計画は、26年度上期より着工される予定である。また、町が整備する産業用地は、25年度中に仮換地指定を行い、27年度上期にまちびらきを予定している。これに合わせた本施設の整備が必要である。(別紙工程表参照)

関連する基幹事業

事業番号	C-7-1
事業名	水産加工場等施設整備事業
交付団体	南三陸町

基幹事業との関連性

町が整備する水産業ゾーンへの水産加工場誘致・再生を図るために、企業進出を容易にするインフラ整備が不可欠であり、本事業はその一つである塩水供給のための施設整備を行うもの。

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

96	事業名	志津川中学校学校施設環境改善事業	事業番号	A-2-2
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	19,011(千円)	全体事業費	216,729(千円)	

事業概要

学校施設は、地震、台風、豪雨等の災害発生時においては、児童生徒等の安全を確保するとともに、大規模災害時には、児童等の応急避難場所としての機能を発揮しなければならないため、学校施設の整備とあわせた防災機能の強化を図ることが必要となっている。

東日本大震災では、構造体のみならず、天井材や照明器具、内・外壁材の落下などにより人的被害が生じた例もあることから、生徒等の安全を確保し学校施設の防災機能を強化するための補強・改修工事を実施するものである。

また、防災機能強化を進める上では、屋根の腐食等による雨漏りや電気設備の漏電などが発生すると十分な効果を得ることができないため、鉄筋コンクリートや天井の改修を一体的の整備を行う必要があることから、併せてその調査設計業務を実施するものである。

なお、平成25年度中の完成を目標に作成を進めている南三陸町地域防災計画においては、志津川小学校及び志津川中学校が地域の主要避難所として指定されるため、大規模災害時においては、生徒等のほか地域住民の避難所としても活用されるものである。

また、平成26年4月1日からは、東日本大震災により被災した戸倉中学校と統合することが決まっている。

【施設及び工事の概要等】

校舎:内壁、外壁、天井材の落下防止工事、屋根改修工事

屋内運動場:屋内灯の取替工事(耐震性のある照明器具への取替工事)、屋根改修工事

【生徒数】

平成25年度:226人(平成25年9月1日現在)

平成26年度:245人(平成25年9月1日現在見込み)

年度別事業費						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費			19,011			19,011

(南三陸町震災復興計画33頁記載)

当面の事業概要

【平成25年度】

調査設計業務(調査業務、実施設計、柔剣道場の天井等総点検業務)

【平成26年度】

屋根改修工事、天井落下防止工事、内装材等の剥落落下防止工事、外壁落下防止工事

工事箇所は平成25年度に行う調査・点検で精査。

被害の状況

1 志津川地区的被害の特徴

志津川地区は、東日本大震災の津波により市街地の全ての家屋が全壊し、壊滅的な被害を受けた。

2 学校の被害状況

【建物】

地震により校舎及び体育館周辺アスファルトの沈下・亀裂、柔剣道場天井の欠損などの被害のほか、外部の高圧引込柱の倒壊、受水槽の大破があった。

【建物以外の工作物】

防護柵の破損があった。

【土地】

インターロッキング・階段タイルの破損があった。

関連する災害復旧事業の概要

災害復旧事業の内容

工事費:16,437千円

事務費:164千円

計:16,601千円

国庫負担金(補助金)確定額:14,741千円

効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

95	事業名	志津川小学校学校施設環境改善事業	事業番号	A-2-1
交付団体		南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)
総交付対象事業費		18,448(千円)	全体事業費	210,318(千円)

事業概要

学校施設は、地震、台風、豪雨等の災害発生時においては、児童生徒等の安全を確保するとともに、大規模災害時には、児童等の応急避難場所としての機能を発揮しなければならないため、学校施設の整備とあわせた防災機能の強化を図ることが必要となっている。

東日本大震災では、構造体のみならず、天井材や照明器具、内・外壁材の落下などにより人的被害が生じた例もあることから、児童等の安全を確保し学校施設の防災機能を強化するための補強・改修工事を実施するものである。

また、防災機能強化を進める上では、屋根の腐食等による雨漏りや電気設備の漏電などが発生すると十分な効果を得ることができないため、鉄筋コンクリートや天井の改修を一体的整備を行う必要があることから、併せてその調査設計業務を実施するものである。

なお、平成25年度中の完成を目標に作成を進めている南三陸町地域防災計画においては、志津川小学校及び志津川中学校が地域の主要避難所として指定されるため、大規模災害時においては、児童等のほか地域住民の避難所としても活用されるものである。

【施設及び工事の概要等】

校舎:内壁、外壁、天井材の落下防止工事、屋根改修工事

屋内運動場:天井材落下防止工事、屋内灯の取替工事(耐震性のある照明器具への取替工事)、屋根改修工事

【児童数】

平成25年度:278人(平成25年9月1日現在)

平成26年度:275人(平成25年9月1日現在見込み)

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費			18,448			18,448

(南三陸町震災復興計画33頁記載)

当面の事業概要

【平成25年度】

調査設計業務(調査業務、実施設計、屋内運動場の天井等総点検業務)

【平成26年度】

屋根改修工事、天井落下防止工事、内装材等の剥落落下防止工事、外壁落下防止工事

工事箇所は平成25年度に行う調査・点検で精査。

被害の状況

1 志津川地区の被害の特徴

志津川地区は、東日本大震災の津波により市街地の全ての家屋が全壊し、壊滅的な被害を受けた。

2 学校の被害状況

地震により校舎は、壁クラック、柱型ボード割れが生じ、体育館は、壁クラック、天井部漏水、軒天の破損、ガラス破損などの被害があった。

関連する災害復旧事業の概要

災害復旧事業の内容

工事費:10,411千円

事務費:104千円

計:10,515千円

国庫負担金(補助金)確定額:9,337千円

効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

75	事業名	災害公営住宅整備事業(伊里前地区)	事業番号	D-4-6
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	1,828,791(千円)	全体事業費	1,828,791(千円)	

事業概要

伊里前地区

自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。

[現状]

- ・半壊以上の家屋被害は3,311戸
- ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み
- ・町民の住まいに関する意向調査(平成23年12/5~1/20)を踏まえ、平成24年3月末に整備計画を作成済み

[建設計画]

- ・平成23年12月の意向調査の結果、町全体の建設戸数を1,000戸とした。その後、平成24年7月に実施した意向調査の結果により建設戸数を見直し930戸とした。
- ・災害公営住宅の入居対象者は、東日本大震災により住宅が全壊又は半壊(修繕が難しく住宅を撤去した場合)した者とする。
- ・建設予定戸数 61戸

[当申請における内容]

- ・伊里前地区における災害公営住宅の整備(測量調査、用地購入、設計、造成)
 - 第4次申請で配分済み(472,678千円)
- ・実施設計に基づく災害公営住宅の整備(今回申請684,837千円)
 - H27年度分申請予定額:671,275千円

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費			13,563	671,275	671,275	1,356,113

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

<平成24年度>

用地を確定し、測量調査及び用地購入、造成設計を行う。
並行して国交省住宅局直轄調査により基本計画を策定する。

<平成25年度>

造成工事に着手するとともに、基本計画に基づき建築実施設計を実施する。
また、建築実施設計に基づき災害公営住宅の建築工事に着手する。
建築設計及び建築工事等は、県に委託。

東日本大震災の被害との関係

- ・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。
- ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。
- ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。
- ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

64	事業名	卸売市場施設復興事業		事業番号	C-7-3
交付団体		南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)
総交付対象事業費		1,452,312(千円)		全体事業費	1,452,312(千円)

事業概要

沿岸漁業の重要な拠点となる荷揚げ場及び関連施設の整備を行う。
震災前の南三陸町地方卸売市場(敷地面積6,994m²・卸売市場面積3,372m²、活魚施設494m²、管理事務施設579m²他)では、年間9,000トン前後、水揚げ金額にして17億円前後の水揚げがあった。
市場の再生にあたってはこれまでの水揚げ実績の維持を前提とし、食品衛生管理の標準規格であるHACCPに対応可能な高度衛生管理型の施設を整備する。
高度衛生管理型市場としての機能を発揮するためには、水揚げ岸壁の上屋なども必要となることから、漁港管理者である宮城県との協力体制のもとに、水産基盤整備事業を導入し岸壁上屋設置及び周辺整備を並行して行い、安全・安心な水産物供給基地としての一体的整備を図る。

施設概要

荷捌き場2,146m²

入・出荷庇285m²

出荷口560m²

事務室・会議室・倉庫・通路・共用部分 854m²

検量施設、活魚水槽等、荷捌き所付帯一式、水産物鮮度保持施設(製氷)

HACCP(ハサップ)：食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要なポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法。

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費				1,407,604		1,407,604

(南三陸町震災復興計画73頁記載)

当面の事業概要

<平成25年度>

実施設計

<平成26年度>

施設建設工事

東日本大震災の被害との関係

被害の状況

市場施設は、震災により壊滅。立地していた荷さばき場用地(県管理)も地盤沈下し、岸壁エプロン部分が傾くなど、早期の現地復旧は困難な状況であったため、同じく県管理で比較的被害が小さかった野積場用地を一時的に借用し、仮設魚市場を設置して水揚げを行っている。

土地所有者の宮城県とは、5年間の期限付きでの占用許可となっている。

周辺の漁港も大きな被害を受けており、水揚げが市場に集中している。

敷地が従来の水揚規模に対して手狭であり、今後の水揚げ増加への対応は困難な状況である。

関連する災害復旧事業の概要

宮城県による漁港施設の復旧工事(嵩上げ含む)が平成26年度まで予定されている。

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

56	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)	事業番号	D-23-11
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	10,864,182(千円)	全体事業費	16,488,466(千円)	

事業概要

【対象地区】志津川地区(志津川市街地)

町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区(志津川市街地)からの集団移転のための安全な居住地を確保する。

【申請(整備)内容】

高台移転に関する合意形成が図られた「志津川市街地」について、用地買収(移転先用地、移転促進区域の用地)や補償及び住宅団地造成、公共施設整備等を行う。

【申請状況】

用地買取(移転促進区域)、用地買収(移転先)、補償費 4,559,880千円(第3次申請)

用地買取(移転促進区域)、用地買収(移転先(減))、補償費(減)、工事費 6,304,302千円(第4次申請)

【今回申請】

平成25・26年度 0円

【今後の予定】

H25 移転促進区域の買取、移転先用地の買収、補償

H25～ 住宅団地造成

H27～ 住宅建設等助成、移転費等助成

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費						0

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

(平成24年度)

移転候補地の測量、地質調査、補償調査

(平成25年度)

用地買収、実施設計、住宅団地用地造成、公共施設整備

(平成26年度～)

住宅団地用地造成等

東日本大震災の被害との関係

当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から、測量、地質調査、補償調査、実施設計、用地買収を行い、住宅団地造成を進める。

関連する災害復旧事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

53	事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)	事業番号	D-23-8
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)
総交付対象事業費	1,831,488 (千円)		全体事業費	2,438,495 (千円)

事業概要

【対象地区】志津川地区(清水)

町の復興計画で目指す「安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現を図るため、町民の津波で被災した地区からの集団移転のための安全な居住地を確保する。

【申請内容】

集落の高台移転に関する合意形成が図られた「清水地区」について、平成24年度から実施中の測量・調査及び実施設計に基づき、平成25年度から住宅団地用地造成、公共施設整備、住宅建設等助成等を行う。

【事業概要】

- ・移転先用地: 4.10ha(変更前2.80ha)、対象戸数: 54戸(変更前53戸)
- ・移転促進区域用地(買取) 4.36(変更前5.78ha)、対象戸数: 106戸

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費						0

当面の事業概要

<平成24年度>

測量調査等

<平成25年度>

用地買収 + 住宅団地用地造成 + 公共施設整備

<平成26年度>

住宅団地用地造成 + 公共施設整備

<平成27年度>

住宅団地用地造成 + 住宅建設等助成 + 公共施設整備 + 住宅建設等助成 + 移転費助成等

東日本大震災の被害との関係

当町の復興計画は、土地利用について「なりわいの場所は様々であっても、住まいは高台に」を基本としている。その中心的事業が防災集団移転促進事業であり、被災した町全体の各集落で合意形成を図った地域から測量調査、実施設計、用地買収を行い、造成団地用地造成工事に着手し円滑な事業推進を図る。

当該地区においては、国都安第73号(平成24年9月10日付け)で事業計画の国土交通大臣の同意を受け、事業を実施中。本年度は、実施設計等に基づき、住宅団地用地造成工事に着手し、円滑な事業推進を行う。

関連する災害復旧事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

46	事業名	道路事業(復興拠点連絡道路)	事業番号	D-1-2
交付団体	南三陸町		事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)
総交付対象事業費	1,761,637(千円)		全体事業費	2,388,037(千円)

事業概要

【対象地区】志津川地区

南三陸町復興計画志津川市街地で計画している防災集団移転促進事業及び津波復興拠点事業の3か所の高台住宅地等を結ぶ幹線道路を整備する。復興拠点連絡道路の整備により、志津川地区全体の機能強化と津波に対する安全性の向上を図る。

【整備内容】

道路延長L=2,700m、幅員W=12m 【歩道2.5m+路肩0.5m+車道3.0m】×2

【申請状況】

調査・測量・予備設計費 55,200千円(第3次申請)
用地測量・調査・実施設計・工事費(H26の1/2除く) 1,507,858千円(第4次申請)

【今回申請】

平成26年度 工事費等 L=2,700m 198,579千円

【今後の予定】

平成25・26・27年度、道路築造工事

平成27年度～津波復興拠点、及び防災集団移転促進事業の工事用道路に使用

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費				198,579		198,579

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

(平成24・25年度)・測量調査 L=2,700m・地質調査 4個所・道路予備設計 L=2,700m 2橋
道路詳細設計 L=2,700m 2橋・用地測量 A=7.8ha・立木調査 A=7.8ha・用地買収 A=7.2ha、物件補償 1式
(平成25・26・27年度)・道路築造工事 L=2,700m

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の被害が極めて甚大であったため、復興計画に基づき高台に3か所に住宅団地や公益的施設を集約し、まちの拠点となる地区の形成を進めるものであるが、それぞれの地区を連絡する地区幹線道路を早期に整備し、志津川市街地全体の交通機能や津波に対する安全性の向上を図る必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

45	事業名	道路事業(高台避難道路)	事業番号	D-1-1
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	651,046(千円)		全体事業費	651,046(千円)

事業概要

【対象地区】志津川地区

津波災害に備えて、津波復興拠点整備事業(東地区)を予定しているベイサイドアリーナ周辺地区の高台と新井田川左岸低地部を連絡する避難道路を整備する。

復興拠点連絡道路・国道45号とともに新井田川左岸低地部と東側高台との連携を確保することで、津波発生時に橋を横断することなく高台への避難が可能となり、志津川地区全体の防災機能の強化を図る。

【整備内容】

道路延長 L = 700m、幅員W = 7m(2車線)

【申請状況】

測量・予備設計費 11,400千円(第3次申請)
用地測量・用地買収・補償費・詳細設計費・工事費 406,120千円(第4次申請)

【今回申請】

平成26年度 工事費等 L=700m 233,526千円

【今後の予定】

平成25年度 実施設計

平成25~26年度 道路築造工事

平成27年度~ 津波復興拠点(東地区)及び防災集団移転促進事業(東地区北工区)の工事用道路に使用

年度別事業費						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費				233,526		233,526

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

(平成25年度)

用地測量、立木調査、用地買収、物件補償、道路詳細設計

(平成25~26年度)

道路築造工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の被害は極めて甚大であり、これから復興まちづくりを進めていくにあたり、産業活動の拠点となる低地部と生活再建の拠点となる高台を連絡するとともに、地域の幹線道路とも連携して津波襲来時の避難路となる導線を早期に整備する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式1 - 3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1 - 2に記載した事業ごとに記載してください。

23	事業名	津波復興拠点整備事業(中央地区)	事業番号	D-15-2
交付団体		南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)
総交付対象事業費		3,347,705(千円)	全体事業費	5,663,985(千円)

事業概要

【対象地区】志津川中央地区

まちの新たな拠点となるように整備を進める志津川地区の国道45号沿い中央高台部に、新たなまちの交通拠点(交通広場など)を配置するとともに、交通利便性を活用した公共公益的施設(生涯学習センター、保育所、消防署など)の整備を図る。

津波襲来時も、ペイサイドアリーナ周辺に整備する津波復興拠点と連携を図りながら、志津川市街地全体の都市機能を維持するための交通利便拠点を整備する。

【整備内容】

津波復興拠点造成整備(公益的施設・住宅施設・公共施設等) A=13.8ha

【申請状況】

調査・測量・計画費 59,900千円(第2次申請)
用地買収・補償費 862,200千円(第3次申請)
実施設計費・工事費 2,425,605千円(第5次申請)

【今回申請】

平成25・26年度 0円

【今後の予定】

平成25年度 埋蔵文化財の調査(約1年)
平成25年度 実施設計・用地購入・造成工事(H26年1月着工予定)
平成26年度～ 造成工事

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費						0

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

(平成24～25年度)用地買収、物件補償 1式
(平成25年度)実施設計1式
(平成25～)造成工事 A=13.8ha

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の被害は極めて甚大であり、これからの復興まちづくりを進めていくにあたり、被災し、壊滅的な打撃を受けた交通・利便拠点や官公署等のまちの骨格となる施設や文教施設を早期に復興する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

22	事業名	津波復興拠点整備事業(東地区)	事業番号	D-15-1
交付団体		南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)
総交付対象事業費		3,700,893(千円)	全体事業費	5,967,093(千円)
.				

【対象地区】志津川東地区

従来より、まちの新たな拠点となるように整備が進められている志津川地区の東側高台部に、既存の商工団地やベイサイドアリーナ等と一体となった、行政・産業・居住・交流のための施設の集積を図る。津波襲来時も、交通利便拠点となる国道45号沿いの津波復興拠点と連携を図りながら、志津川市街地全体の都市機能を維持するための行政・医療拠点を整備する。

【整備内容】

津波復興拠点造成整備(公益的施設・住宅施設・公共施設等) A=19.0ha

【申請状況】

調査、測量、計画費 59,900千円(第2次申請)。

東地区東工区(公益施設ゾーン周辺)用地買収・補償費 61,560千円(第3次申請)。

実施設計費及び東地区西工区の用地買収・補償費 178,580千円(第4次申請)。

H25年度工事費 1,778,240千円(第5次申請)

【今回申請】

平成26年度工事費等 A = 19.0ha 1,622,613千円

【今後の予定】

平成25年度 実施設計・用地買収・造成工事(H25年8月東工区着工・H26年1月西工区着工予定)

平成26年度～造成工事

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費				1,622,613		1,622,613

(南三陸町震災復興計画 60頁記載)

当面の事業概要

(平成24～25年度)用地買収

(平成25年度)実施設計 1式

(平成25～)造成工事 A=19.0ha

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の被害は極めて甚大であり、これからの復興まちづくりを進めていくにあたり、被災し、壊滅的な打撃を受けた南三陸町役場や志津川病院等のまちの骨格となる施設を早期に復興する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

4	事業名	復興まちづくり総合支援事業(都市防災総合推進事業)	事業番号	D-20-2
交付団体		南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)
総交付対象事業費		90,000(千円)	全体事業費	90,000(千円)

事業概要

南三陸町震災復興計画の実現に向け、府内、関係機関、各地域との連携・調整を効率的・効果的に進めるため、復興計画事業に関する総合マネジメント(PMC)を導入する。

次の業務内容について業務委託する。委託事業者に対しては、業務遂行に当たり、町職員に同行して地域に入り、住民や関係機関等に対して丁寧に説明・協議・調整等を進めるなど、きめ細かに対応する必要があるため、専任者を配置させる。

- ・復興計画事業のローリングマネジメント(総合調整・事業管理、計画の修正等の統合マネジメント)業務
- ・復興計画事業の検討成果の収集・整理業務
- ・復興事業の事業プログラムの展開、対象事業の仕分け、事業スケジュールの作成等業務
- ・面整備事業、関連事業の仕分け、事業間調整業務(道路・堤防等広域的復興インフラ事業と各市街地復興事業との連携・調整、産業振興・福祉・教育施設整備等の市街地復興に関連する諸施策との連携・調整等)
- ・津波シミュレーション実施、災害防止強化に係る事業計画検討・立案業務
- ・復興計画の変更等(新規展開、追加構想、企画の提案)業務
- ・計画推進にあたり必要な国、県、関係機関、学識経験者との協議・事前調整業務
- ・上記各項目にかかる説明資料を作成

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費		90,000				90,000

(南三陸町震災復興計画 9頁記載)

当面の事業概要

東日本大震災の被害との関係

町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。

この甚大な被害からの復興には、膨大な復興事業の同時多発的展開が図られることが必要となる。
復興事業全体を見渡し且つ各事業に合わせた進行事務への専門的かつ継続的支援となる本事業が必要。

関連する災害復旧事業の概要

本町にて展開される災害復旧事業全般

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成25年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

3	事業名	復興まちづくり総合支援事業(都市防災総合推進事業)	事業番号	D-20-1
交付団体		南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)
総交付対象事業費		10,000(千円)	全体事業費	10,000(千円)

事業概要

町民同士が協力して、自主的な復興まちづくりを進めていくために組織された「復興まちづくり協議会」に対して、活動費用の一部を補助するとともに、協議会からの要請により必要なアドバイザーを派遣する。

復興まちづくり協議会の主な活動内容例:集団移転に向けた合意形成のための話し合い、地域の復興まちづくりに関する計画づくり、住民意向調査、まちづくりの勉強会、会員同士の交流事業等

活動費補助

補助対象:復興まちづくり協議会の運営費用(会議費、資料作成費、郵送等。役員への報酬等を除く。)

交付対象団体数:(H24)3団体(志津川地区1団体、歌津地区1団体(伊里前)、戸倉地区1団体)

補助金額:1団体 50万円(上限)

アドバイザー派遣

復興まちづくり計画の策定等の活動支援のためのアドバイザー等を派遣する。

派遣計画:1団体当たり 月4回程度

年度別事業費	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
交付対象事業費		10,000				10,000

(南三陸町震災復興計画 頁記載)

当面の事業概要

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災の被害は極めて甚大であり、これから復興まちづくりを進めていくに当たっては、町民や民間事業者等、町に関わる全ての者の力を結集した「協働のまちづくり」を進める必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

本町にて展開される災害復旧事業全般

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性